

改正 昭和33年 4月11日
昭和34年 3月24日
昭和47年 4月 1日
昭和51年 4月 1日
昭和53年 4月 1日
昭和57年 4月 1日
平成 9年 8月 1日
平成12年 7月21日
平成27年 8月 7日
令和 2年 7月31日
令和 3年 7月31日
令和 5年 8月10日

信州大学工学部後援会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、信州大学工学部後援会と称し、所在地を信州大学工学部（〒380-8553 長野市若里 4-17-1）とする。

第2条 本会は、信州大学工学部及び大学院修士課程工学キャンパス所属学生（以下、「工学部等学生」という。）の学生生活の向上に関して後援することを目的とする。

第2章 事 業

第3条 本会は、第2条の目的を遂行するために、次の事業を行う。

- (1) 工学部等学生の就職活動の援助
- (2) 工学部等学生の保健、体育、厚生施設の援助
- (3) 工学部等学生の課外活動の助成
- (4) 工学部等学生の研究活動の助成
- (5) 講演会、講習会等の開催
- (6) その他必要ある事項

第3章 会 員

第4条 本会は、工学部等学生の保護者をもって組織する。

第4章 役 員

第5条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理 事 20名以内
- (4) 監 事 2名

第6条 会長、副会長は、理事会において選出する。

2 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれに代わる。

第7条 理事は、会員から総会でこれを選出する。うち1名を常任理事とする。

2 理事は、理事会を構成し、重要事項を審議する。

3 常任理事は、会務を処理する。

第8条 監事は、会員から理事会において選出する。

2 監事は、会計および一般会務を監査する。

第9条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

第5章 役員会・総会

第10条 理事会は、必要に応じて会長がこれを招集する。

第11条 総会は、毎年一回開催する。ただし理事会の決議により臨時総会を開くことがある。

また、総会の開催が困難な場合は、理事会が総会に代わり議決を行うことができる。

2 会長は、理事会及び総会の議長となる。

第12条 総会で行う事項は次の通りである。

- (1) 予算の議決および決算の承認
- (2) 会則の改正
- (3) 本会の解散
- (4) その他理事会において必要と認めた事項の議決

第13条 理事会並びに総会における議事は、出席者の2分の1以上の同意で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第6章 会計

第14条 本会の経費は、会費、寄附金およびその他の収入をもってこれにあてる。

第15条 会員の会費は、次の表のとおりとし、学生の入学当初に納入することとし、既納の会費の返還は行わない。

区分	会費
工学部学生	15,000円
3年次編入生	7,000円
大学院修士課程工学キャンパス学生	7,000円

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附 則

- 1 本会は、昭和31年4月1日をもって設立する。
- 2 この会則は、昭和31年4月1日から施行する。
- 3 この会則の改正は、昭和33年4月11日から適用する。
- 4 この会則の改正は、昭和34年3月24日から適用する。
- 5 この会則の改正は、昭和47年4月1日から適用する。
- 6 この会則の改正は、昭和51年4月1日から適用する。
- 7 この会則の改正は、昭和53年4月1日から適用する。
- 8 この会則の改正は、昭和57年4月1日から適用する。
- 9 この会則の改正は、平成9年8月1日から適用する。
- 10 この会則の改正は、平成12年7月21日から適用する。
- 11 この会則の改正は、平成27年8月7日から適用する。
- 12 この会則の改正は、令和2年7月31日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 13 この会則の改正は、令和3年7月31日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 14 この会則の改正は、令和6年4月1日から適用する。